

大石田町									
支援事業名	支援方法	分類			支援内容	支援要件	支援額	募集期間	お問い合わせ
		新築	リフォーム	その他					
大石田町住宅リフォーム総合支援事業【県支援事業活用】	補助金	—	○	—	一定の要件を満たした住宅リフォーム工事に対する補助	県内に所在地を有する個人事業者または県内に本店を有する法人事業者に工事を発注すること、町税完納	工事費の10%(上限20万円) 町内業者の場合工事費の20%(上限40万円)	平成29年4月13日～ 平成30年2月末まで実績報告提出のもの	建設課 0237-35-2111
大石田町下水道排水設備設置事業	補助金	○	○	○	合併処理浄化槽から公共下水道に切り替える方へ補助	合併処理浄化槽設置者が大石田町流域公共下水道に接続した方	9万円	平成29年度	建設課 0237-35-2111
大石田町排水設備等設置改造資金融資あっ旋及び利子補給制度	利子補給	○	○	—	下水道に接続するため排水設備の設置及びくみ取り便所を水洗便所に改造する工事を行う方へ融資あっせん及び利子補給	町税、受益者負担金完納	融資あっ旋限度額100万円	平成29年度	建設課 0237-35-2111
大石田町合併処理浄化槽設置整備事業	補助金	○	○	—	公共下水道区域外で合併浄化槽を設置する方への補助	公共下水道基本計画に定められた処理区域及び農業集落排水整備計画区域以外で合併処理浄化槽を設置する方	補助金352～678千円	平成29年度	建設課 0237-35-2111
大石田町合併処理浄化槽設置改造資金融資あっ旋利子補給制度	利子補給	○	○	—	大石田町合併処理浄化槽設置整備事業補助金を受けて浄化槽を設置する方へ融資あっせん及び利子補給	町税完納等 合併処理浄化槽設置整備事業該当者	融資あっ旋限度額100万円	平成29年度	建設課 0237-35-2111
大石田町農業集落排水設備設置事業	補助金	○	○	—	合併浄化槽から大石田町農業集落排水処理施設に切り替える方へ補助	合併処理浄化槽設置者が大石田町農業集落排水に接続した方	9万円	平成29年度	産業振興課 0237-35-2111
大石田町勤労者住宅建設資金利子補給制度	利子補給	○	○	○	大石田町内に居住する給与所得者が大石田町内に住宅建設するための利子補給	年収 670万円以下	上限100万円に対し3%または借入利率のいずれか低い方	平成29年度	産業振興課 0237-35-2111
大石田町高齢者住宅整備資金貸付制度	融資	—	○	—	60歳以上の高齢者の居室等の増改築のための融資	60歳以上の高齢者と同居する世帯 高齢者の居室等の増改築 町税完納	230万円以内	平成29年度	保健福祉課 0237-35-2111
介護保険における住宅改修	補助金	—	○	—	在宅の要介護者のため一定の住宅改修に対し支給されます	在宅で介護を受けている要介護者がいる世帯	上限20万円とし、費用の9割か8割を補助する(収入に応じて)	平成29年度	保健福祉課 0237-35-2111
大石田町空き家バンク活用促進事業	補助金	—	○	—	空き家バンクを活用して契約した物件のリフォームに対する補助	空き家バンクに登録した物件の売買。賃貸を行った者	・空き家バンク活用促進補助金(空き家バンクを通して契約(売買・賃貸)された物件のリフォーム費用に対して対象経費の1/2(上限50万円)を助成	平成29年度	まちづくり推進課 0237-35-2111
大石田町定住促進助成事業	補助金	○	—	—	住宅を新築する方、新築建売住宅を購入する方への助成	新築住宅の場合は工事契約後、新築建売住宅の場合は、売買契約後に申請すること、町税完納、申請年度内に完了報告書を提出できること	・基本助成:大石田町内に住宅を取得(新築又は建売)した場合 助成金50万円 ・加算助成:移住加算30万円、若者加算30万円、町内業者加算10万円、子育て加算10万円	平成29年度	まちづくり推進課 0237-35-2111